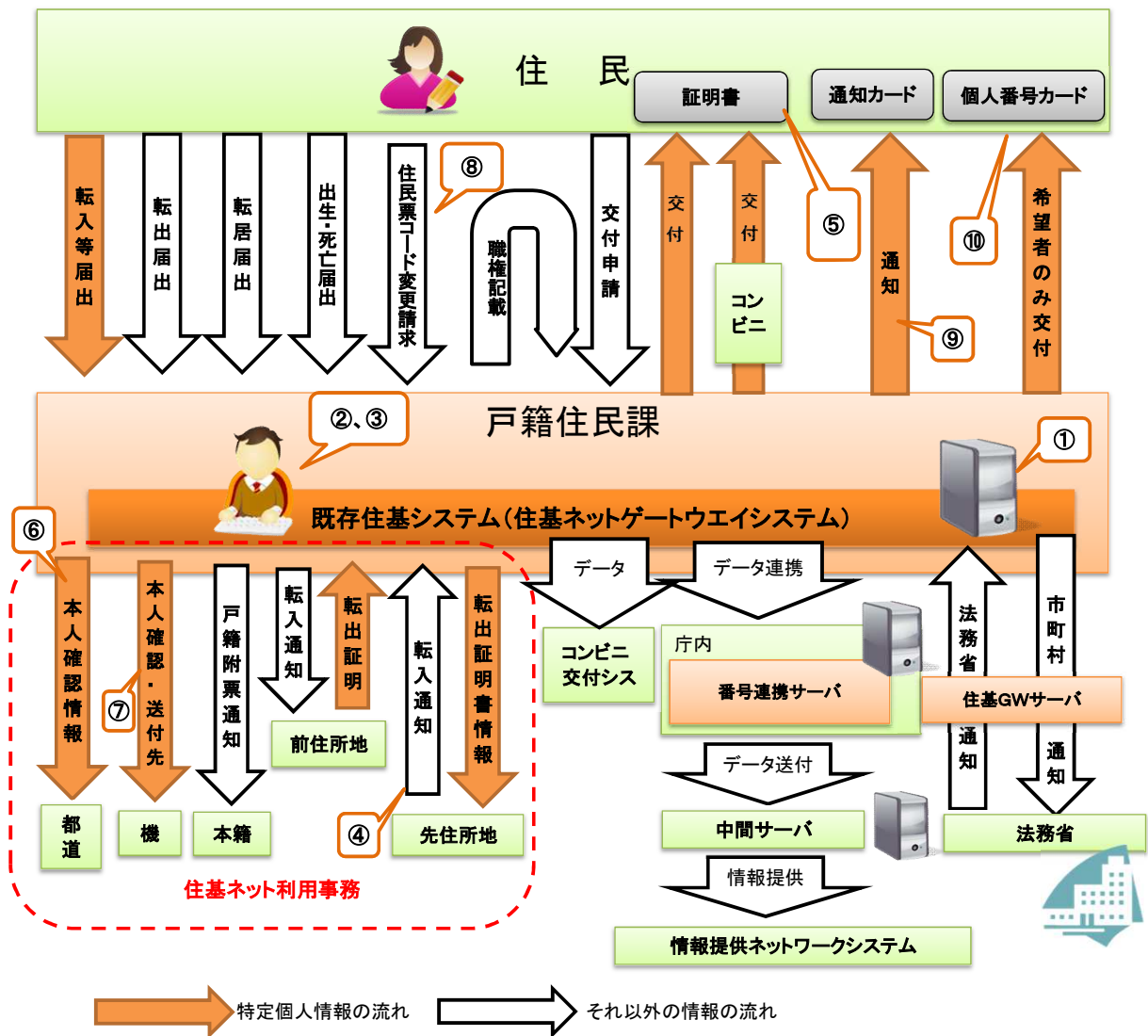


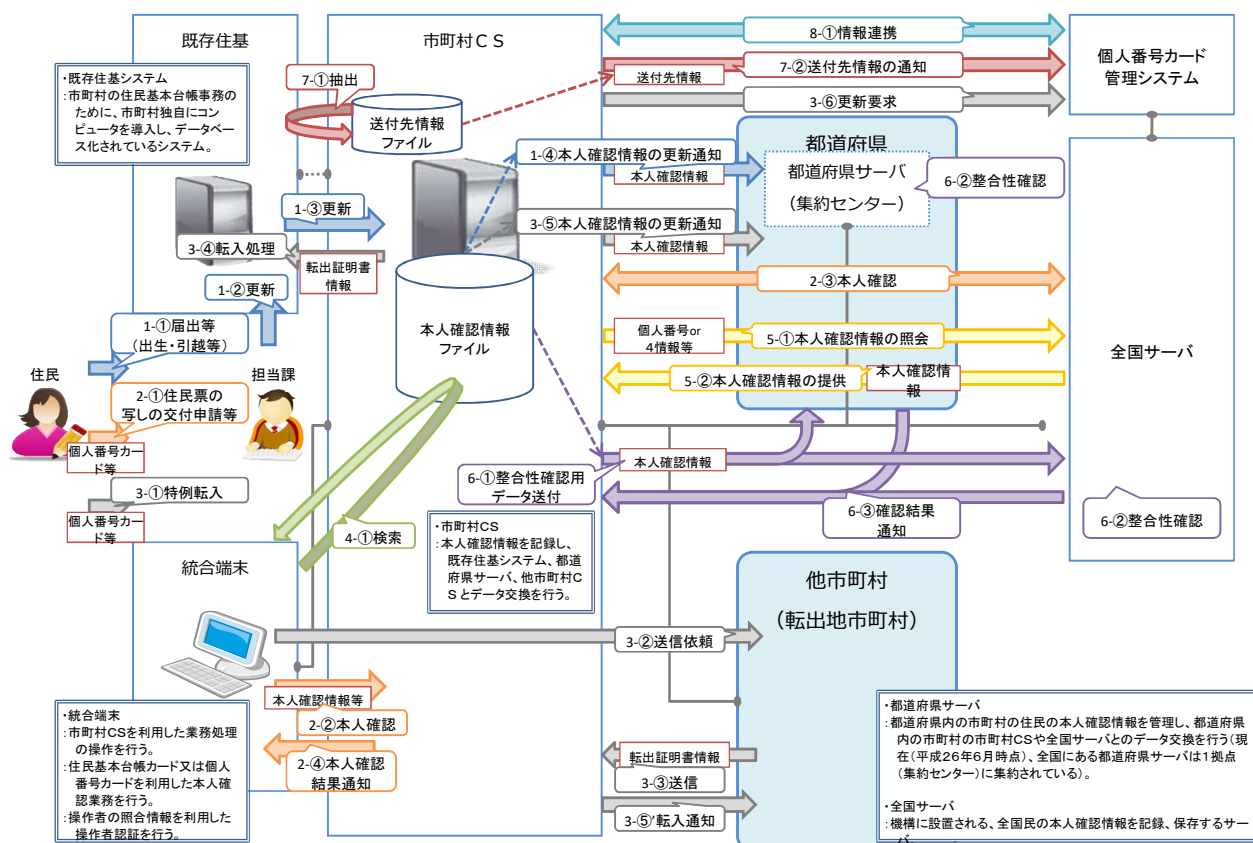
(1)住民基本台帳ファイル



(1)既存住基システムを中心とした事務の流れ

- ①住民基本台帳の作成
個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。
- ②届出等に基づく記載等
転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正。
- ③正確の記録の確保
住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。
- ④転入通知
転入届に基づき住民票を記載した際の前住所地に対する通知。
- ⑤住民票の写し等の交付
本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付。
- ⑥都道府県に対する通知
住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知。
- ⑦機構への照会
地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会。
- ⑧住民票コードの変更
住民からの請求に基づく住民票コードの変更。
- ⑨個人番号の通知等
個人番号の通知及び個人番号カードの交付。
- ⑩本人確認
個人番号カード等を用いた本人確認。

(2)本人確認情報ファイル及び(3)送付先情報ファイル



※個人番号カードに係る事務(通知カード/個人番号カードの発行・送付など)については地方公共団体情報システム機構(機構)が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考)

上記図は、市町村CSと機構を中心とした事務の流れである。上図の「市町村」は「伊勢原市」、「市町村CS」は「伊勢原市CS」を表している。

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 住民より、転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受付ける。
- 1-② 市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③ 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2-①. 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受付ける。
2-②、③. 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
2-④. 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-①. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
- 3-②. 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。
- 3-③. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3-④. 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤. 市町村CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4ー①. 基本4情報の組合せをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5-①. 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
5-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6-①. 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②. 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③. 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別紙2)提供先一覧

	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報	対象となる本人の数	対象となる本人の範囲	提供方法	時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令(以下、「省令」という。)第2条の表第1の項	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって省令第3条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
2	全国健康保険協会	省令第2条の表第2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって省令第4条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
3	健康保険組合	省令第2条の表第3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって省令第5条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
4	厚生労働大臣	省令第2条の表第5の項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって省令第7条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

5	全国健康保険協会	省令第2条の表第7の項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下この条及び第9条において「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって省令第9条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
6	都道府県知事	省令第2条の表第11の項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって省令第13条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
7	都道府県知事	省令第2条の表第13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって省令第15条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
8	市町村長	省令第2条の表第15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって省令第17条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

9	都道府県知事 又は市町村長	省令第2条の 表第20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって省令第22条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
10	市町村長	省令第2条の 表第28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって省令第30条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
11	市町村長	省令第2条の 表第37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって省令第39条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
12	都道府県知事	省令第2条の 表第39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって省令第41条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
13	市町村長	省令第2条の 表第48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって省令第50条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

14	公営住宅法 (昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	省令第2条の表第53の項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。省令第55条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
15	日本私立学校振興・共済事業団	省令第2条の表第57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって書例第59条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
18	厚生労働大臣又は共済組合等	省令第2条の表第58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって省令第60条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	省令第2条の表第59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって省令第61条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

20	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	省令第2条の表第63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって省令第65条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
21	国家公務員共済組合	省令第2条の表第65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって省令第67条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
22	国家公務員共済組合連合会	省令第2条の表第66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって省令第68条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
23	市町村長又は国民健康保険組合	省令第2条の表第69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって省令第71条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

24	厚生労働大臣	省令第2条の表第73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって省令第75条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
25	市町村長	省令第2条の表第75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって省令第77条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
26	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	省令第2条の表第76の項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。省令第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
27	都道府県知事等	省令第2条の表第81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって省令第83条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

28	地方公務員共済組合	省令第2条の表第83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって省令第85条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
29	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	省令第2条の表第84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって省令第86条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
30	市町村長	省令第2条の表第86の項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって省令第88条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
31	市町村長	省令第2条の表第87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって省令第89条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
32	厚生労働大臣又は都道府県知事	省令第2条の表第91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって省令第93条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

33	都道府県知事等	省令第2条の表第92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって省令第94条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
34	市町村長	省令第2条の表第96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって省令第98条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
35	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	省令第2条の表第106の項	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって省令第108条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
36	市町村長	省令第2条の表第108の項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって省令第110条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

37	厚生労働大臣	省令第2条の表第110の項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって省令第112条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
38	厚生労働大臣	省令第2条の表第112の項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって省令第114条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
39	後期高齢者医療広域連合	省令第2条の表第115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって省令第117条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
41	厚生労働大臣	省令第2条の表第118の項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって省令第120条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

42	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	省令第2条の表第124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
43	厚生労働大臣	省令第2条の表第129の項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
44	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	省令第2条の表第130の項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって省令第132条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

45	市町村長	省令第2条の表第132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって省令第134条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
46	都道府県知事	省令第2条の表第136の項	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって省令第138条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
47	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	省令第2条の表第137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
48	厚生労働大臣	省令第2条の表第138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって省令第140条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

49	独立行政法人 日本学生支援 機構	省令第2条の 表第141の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって省令第143条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
50	厚生労働大臣	省令第2条の 表第142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって省令第144条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
51	都道府県知事 又は市町村長	省令第2条の 表第144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって省令第146条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
52	厚生労働大臣	省令第2条の 表第149の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって省令第151条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

53	厚生労働大臣	省令第2条の表第150の項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって省令第152条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	省令第2条の表第151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって省令第153条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
55	厚生労働大臣	省令第2条の表第152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって省令第154条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
56	市町村長	省令第2条の表第155の項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって省令第157条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

57	厚生労働大臣	省令第2条の表第156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって省令第158条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
58	都道府県知事	省令第2条の表第158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって省令第160条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

59	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。））	省令第2条の表第160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって省令第162条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す）※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
----	---	----------------------	---	-----------------------------	----------------------	--	-----------------------	-----------------

60	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	省令第2条の表第163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって省令第165条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
61	都道府県知事	省令第2条の表第164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって省令第166条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度

62	都道府県知事	省令第2条の表第165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年36月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって省令第167条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度
63	都道府県知事	省令第2条の表第166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項	10万人以上100万人未満	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者を含む	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた都度